

通知等

事 務 連 絡  
令和4年4月18日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
（上記 各地方整備局等経由）  
各市町村下水道担当部長 殿  
（上記 各都道府県経由）  
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）

公共工事の入札及び契約に当たっては、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。

この度、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室課長補佐より事務連絡が発出されておりますので、参考送付いたします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和4年4月15日

各都道府県入札契約担当課長 殿  
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）

公共工事の入札及び契約に当たっては、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和元年10月18日一部変更。）では、各省各庁の長等は受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされており、これまで「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号、国不入企第33号）により、法定福利費の適切な支払のための取組の実施に努めるよう要請してきたところです。

国土交通省及び農林水産省においては、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額の取扱いについて、令和4年4月1日時点においては別添1～6のとおり運用しておりますので、ご参考にお知らせします。

各団体におかれましては、引き続き法定福利費の適切な支払のための取組の実施に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

■共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

費目	工種											
	河川工事	河川・湖沼施設工事	堤防工事	湖沼改修工事	湖沼施設工事	調整池改修工事	P・C工工事	橋梁工事	傍路・遊歩道の工事	公園工事	遊歩道改修工事	維持管理工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (「借上費」・「借上費」・「労働者運賃」)	9.19	17.81	13.61	12.82	28.64	18.84	11.25	11.84	10.64	11.76	16.60
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (「借上費」・「借上費」・「労働者運賃」・「通勤に要する費用」)	1.29	2.23	1.77	1.59	3.21	2.10	1.31	1.43	1.14	1.39	2.18
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (「借上費」・「借上費」・「労働者運賃」)	19.41	28.89	26.50	22.77	37.71	31.42	18.43	22.14	19.79	19.51	24.13
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (「借上費」・「借上費」・「労働者運賃」・「通勤に要する費用」・「借上費」)	1.74	2.62	2.24	1.99	3.53	2.48	1.83	1.92	1.64	1.95	2.66

(単位：%)

費目	工種											
	橋梁改修工事	湖沼施設工事	河川維持工事	堤防改修工事(1)	堤防改修工事(2)	土木工事	下水道工事(1)	下水道工事(2)	下水道工事(3)	下水道工事(4)	その他土木工事	その他土木工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (「借上費」・「借上費」・「労働者運賃」)	22.04	14.93	10.64	19.98	15.66	15.69	15.80	9.45	6.70	18.33	12.67
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (「借上費」・「借上費」・「労働者運賃」・「通勤に要する費用」)	1.82	1.18	1.12	1.14	1.84	2.07	1.61	1.26	1.33	2.08	2.43
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (「借上費」・「借上費」・「労働者運賃」)	32.22	24.15	17.75	30.93	24.94	35.74	25.52	16.85	17.78	24.00	39.95
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (「借上費」・「借上費」・「労働者運賃」・「通勤に要する費用」・「借上費」)	2.14	1.88	1.67	1.67	2.17	2.47	1.99	1.80	1.76	2.55	2.71

(単位：%)

別添1

国技建管第21号  
令和4年3月23日

各地方整備局 技術調整管理官 殿  
北海道開発局 技術管理企画官 殿

国土交通省  
大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
(公印省略)

令和4年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」  
について

標記について、下記のとおり定め、施行することとしたので通知する。  
なお、各地方整備局等においては、関係部局に対して適切に対応するよう周知されたい。

記

1. 間接工事費の実績変更対象費の割合  
地域外からの労働者確保等に要する共通仮設費、現場管理費の設計変更に用いる「実績変更対象費」の構成比は、別紙1のとおりとする。
2. 法定福利費の割合  
「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」における工種区分の「法定福利費」の構成比は、別紙2のとおりとする。

附 則

本通知は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事に適用する。

なお、令和4年3月31日までに入札書提出期限日を設定する工事については、「令和3年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について」(令和3年3月23日付け国技建管第22号)による。

以上

## 別紙 2

国 営 計 第 1 4 2 号  
平成 2 6 年 3 月 2 7 日

## ■ 法定福利費の割合

(単位：%)

工 種	R4工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	3.95
河川・道路構造物工事	3.52
海岸工事	3.41
道路改良工事	3.66
鋼橋架設工事	2.81
P C 橋工事	3.83
舗装工事	3.89
砂防・地すべり等工事	4.10
公園工事	4.10
電線共同溝工事	4.31
情報ボックス工事	4.07
橋梁保全工事	3.90
道路維持工事	4.68
河川維持工事	6.40
共同溝工事（1）	4.31
共同溝工事（2）	3.01
トンネル工事	4.58
コンクリートダム工事	4.16
フィルダム工事	2.29
下水道工事（1）	4.03
下水道工事（2）	4.40
下水道工事（3）	3.83
下水道工事（4）	3.49

北海道開発局営繕部長 殿  
各地方整備局営繕部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿  
大臣官房官庁営繕部計画課長 殿

国土交通省大臣官房  
官庁営繕部計画課長  
(公 印 省 略)

営繕工事における  
「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」  
の算出方法の試行について(通知)

今般、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額（概算額）が含まれていることを、より容易な形で明らかにする観点から、入札調書に予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額を明記することとなった。

営繕工事における同概算額の算出にあつては、下記のとおり試行することとしたので通知する。

記

1. 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法  

$$\text{法定福利費事業主負担額概算額} \quad \div \quad \text{工事価格} \times 5\%$$
 (昇降機設備工事を除く)  

$$\text{昇降機設備工事の法定福利費事業主負担額概算額} \quad \div \quad \text{工事価格} \times 2\%$$
2. 試行対象工事  
 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約の締結を行う工事を対象とする。
3. 本件に関する担当者、問い合わせ先  
 国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課 課長補佐(積算担当)  
 TEL 03-5253-8111 内線 23243

○入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について

令和4年3月28日 3農振第2950号  
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

このことについて、下記のとおり定め、令和4年4月1日以降の契約に係る工事から適用することとしたので、適切に対応されたい。

#### 記

#### 1 法定福利費の事業主負担額（概算額）の公表

入札及び契約に関する情報等の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知）に基づき、担当窓口において閲覧に供するほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表を行っているところであるが、法定福利費の事業主負担額（概算額）についても、別紙のとおり記載し公表するものとする。

#### 2 対象工事

営繕工事を除く一般土木工事、ダム工事、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事（予定価格が250万円を超える工事）

#### 3 工事価格に含まれる法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

##### (1) 一般土木工事及びダム工事

###### ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

###### イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

工 種 区 分	割合
ほ場整備工事	5.67%
農用地造成工事	4.53%
舗装工事	3.89%
道路改良工事	3.66%
水路トンネル工事	3.28%
水路工事	5.28%
排水路工事	4.58%
河川工事	3.95%
管水路工事	4.16%
管更生工事	3.49%
畑かん施設工事	3.57%
干拓工事	3.17%
海岸工事	3.41%
コンクリート補修工事	5.19%
ため池工事	4.40%
その他土木工事（1）	3.86%
その他土木工事（2）	4.89%
フィルダム工事	2.29%
コンクリートダム工事	4.16%

##### ウ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、工事価格に上記イの割合を乗じて算出する。

##### (2) 施設機械設備工事

###### ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事原価、設計技術費、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

###### イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割合
施設機械設備工事	1.49%

##### ウ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法



事務連絡  
令和3年12月10日事務連絡  
令和4年3月28日

関係都道府県

漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

(参考送付)

国土交通省北海道開発局農業水産部水産課長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部林務水産課長 殿

各森林管理局 治山課長 殿  
森林整備（第二）課長 殿

林野庁 計画課 施工技術班担当課長補佐

工事価格に占める法定福利費の割合について

水産庁漁港漁場整備部整備課  
課長補佐（施工積算班）入札調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の  
明記に関する対応について公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工物品  
質確保法」という。）第7条第1項第1号において、健康保険法等の定めるところに  
より事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定  
価格を適正に定めることが発注者の責務として規定されている。他方、国有林野事業工事請負契約約款第3条において、請負代金内訳書に健康保険、  
厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示することが定められており、工事  
受注者から提示される法定福利費の確認の際は、以下の算定式により、工事価格に別  
紙の工種区分ごとに定める工事価格に占める法定福利費の平均割合を乗じて算定し  
た法定福利費事業主負担額概算額を参考とされたい。

○算定式

法定福利費事業主負担額概算額 = 工事価格 × 法定福利費の割合

標記について水産庁の直轄漁港漁場整備事業においては、平成2年7月13日付け事務連  
絡で概算額の算出方法について定めていたところであるが、令和4年4月1日以降に入札  
を行う工事から以下のとおり改めたので参考として通知する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額

= 予定価格の額 × 予定価格に占める法定福利費の割合  
※合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。

積算工種区分		予定価格に占める法定福利費の割合
漁港漁場	浚渫工事	3.45%
関係工事	構造物工事	2.60%
海岸工事（水産庁所管）		3.41%

担当：計画課 施工技術班 積算基準係

## 法定福利費の割合

(単位：%)

工種区分	工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	4.00
河川・道路構造物工事	3.58
治山・地すべり工事	4.16
海岸工事	3.45
森林整備A	4.15
森林整備B	—
道路工事	3.71
鋼橋架設工事	2.85
PC橋工事	3.89
舗装工事	3.95
公園工事	4.15
橋梁保全工事	3.95
道路維持工事	4.75
トンネル工事	4.67

各森林管理局 治山課長 殿  
森林整備（第二）課長 殿

林野庁 計画課 施工技術班担当課長補佐

## 工事価格に占める法定福利費の割合について

工事価格に占める法定福利費の割合について（令和3年12月10日付け事務連絡）により、その取扱いをお知らせしたところですが、別紙のとおり法定福利費の割合を変更し、令和4年4月1日以降適用することとしたので、お知らせします。

## 法定福利費の割合

(単位：%)

工種区分	工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	3.95
河川・道路構造物工事	3.52
治山・地すべり工事	4.10
海岸工事	3.41
森林整備A	4.10
森林整備B	—
道路工事	3.66
鋼橋架設工事	2.81
PC橋工事	3.83
舗装工事	3.89
公園工事	4.10
橋梁保全工事	3.90
道路維持工事	4.68
トンネル工事	4.58

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(上記 各地方整備局等経由)  
各市町村下水道担当部長 殿  
(上記 各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の  
アスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

これを踏まえ、別添のとおり、経済産業省製造産業局長及び国土交通省不動産・建設経済局長より「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について」の通知が発出されておりますので、参考送付いたします。

2020426製局第1号  
国不建第59号  
令和4年4月26日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

経済産業省  
製造産業局長  
(公印省略)

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の  
アスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について

6 今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

かねてより、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(令和3年12月1日国不建推第39号・国不専建第29号)」などにより、建設工事の材料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意することを周知してきたところですが、この度、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分がアスファルト合材価格へ適切に転嫁されるよう、原材料費等の高騰の状況に応じた適正な取引価格の設定について、アスファルト合材製造業界に周知したほか、アスファルト合材の調達に当たり相手方と十分に協議の上適正な価格を設定すること、アスファルト合材を活用した工事の請負契約の締結に当たりアスファルト合材の調達価格を踏まえた適正な請負代金を設定すること、また、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定(いわゆるスライド条項等)を適切に設定・運用すること等について建設業者団体に対しても周知を行ったところです。

つきましては、貴職におかれても、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材を活用した工

事の契約締結に当たっては、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について(令和4年4月26日国不建第54号)」にて周知した原材料費の最新の取引価格を適切に反映するための対応を講じていただくこと等により、適正な請負代金を設定していただくほか、公共工事標準請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)(いわゆるスライド条項)を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、改めてお願いいたします。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について各省各庁発注担当局長及び各特殊法人等の長あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。

20220426製局第1号  
国不建第56号  
令和4年4月26日

一般社団法人  
日本アスファルト合材協会会長 殿

経済産業省  
製造産業局長  
(公印省略)

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の  
アスファルト合材価格への適切な転嫁について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や、建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

建設業者団体に対しては、かねてより、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(令和3年12月1日国不建推第37号・国不専建第26号)」(別添参照)などにより、建設工事の材料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意することを周知してきたところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、原材料費等の上昇分の影響を適切に考慮すること等により、資材価格に適切に転嫁していくことが重要です。

つきましては、貴協会におかれても、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、原材料費等の高騰の状況に応じて、当事者間の協議の上適正な取引価格を設定するなど、適切な対応を図るよう、貴協会傘下の各企業に対して改めて周知方お願いいたします。

なお、同様の内容について建設工事の公共発注者、主要な民間発注者及び建設業者団体あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。

20220426製局第1号  
国不建第57号  
令和4年4月26日

建設業者団体の長 殿

経済産業省  
製造産業局長  
(公印省略)

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の  
アスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や、建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

現下の原材料費等の高騰を踏まえた対応については、かねてより、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(令和3年12月1日国不建推第37号・国不専建第26号)」などにより、建設工事の材料費等について市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意することを周知するとともに、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請(令和3年12月27日国総政第30号)」及び「適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について(令和4年3月8日付け事務連絡)」などにより、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について周知しているところですが、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、資材の調達や請負代金・工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

また、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるには、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることも重要であり、昨年12月27日に開催されたパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議においては、斉藤国土交通大臣から民間発注者

団体等に対して、国土交通省としては特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、適正な請負代金の設定や支払条件の改善等にご協力をお願いしたいとの要請もなされたところです。

また、発注者と元請負人との関係のみならず、元請負人と下請負人との関係においても、建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）に違反するおそれがあります。

つきましては、貴団体におかれても、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分が適切に価格へ転嫁されるよう、アスファルト合材の調達に当たっては、相手方と十分に協議の上適正な価格を設定していただくよう周知方お願いいたします。

また、アスファルト合材を活用した工事の請負契約の締結に当たってはアスファルト合材の調達価格を踏まえた適正な請負代金を設定していただくとともに、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）を適切に設定・運用し、契約締結後においても下請企業から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施することなど、適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

特に、下請企業等との取引において価格転嫁を進める上での発注者と元請負人との間の契約の適正化の重要性に鑑み、発注者との契約における適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についても適切な対応を図るとともに、既に締結された契約についても同様に、現下の原材料費等の高騰・品薄の状況を踏まえ、適切な対応に努めていただくよう、周知方お願いいたします。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について公共発注者及び主要民間団体あてにも周知したほか、原材料費等の高騰の状況に応じたアスファルト合材の適正な取引価格の設定についてアスファルト合材製造業界に周知しておりますので、参考までに送付致します。

20220426製局第1号  
国不建第58号  
令和4年4月26日

各省各庁発注担当局長 殿  
各特殊法人等の長 殿

経済産業省  
製造産業局長  
(公印省略)

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の  
アスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

かねてより、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（令和3年12月1日国不建推第39号・国不専建第29号）」などにより、建設工事の材料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意することを周知してきたところですが、この度、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分がアスファルト合材価格へ適切に転嫁されるよう、原材料費等の高騰の状況に応じた適正な取引価格の設定について、アスファルト合材製造業界に周知したほか、アスファルト合材の調達に当たり相手方と十分に協議の上適正な価格を設定すること、アスファルト合材を活用した工事の請負契約の締結に当たりアスファルト合材の調達価格を踏まえた適正な請負代金を設定すること、また、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）を適切に設定・運用すること等について建設業者団体に対しても周知を行ったところです。

つきましては、貴職におかれても、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材を活用した工

事の契約締結に当たっては、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について(令和4年4月26日国不建第53号)」にて周知した原材料費の最新の取引価格を適切に反映するための対応を講じていただくこと等により、適正な請負代金を設定していただくほか、公共工事標準請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)(いわゆるスライド条項)を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、改めてお願いいたします。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について各都道府県知事及び各指定都市市長あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。

## 建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL.  0570-004976  
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省  
不動産・建設経済局 建設業課

# 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

## 品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば...>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに...

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



## 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。



## 社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

## 価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

## その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

事務連絡  
令和4年4月28日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(上記 各地方整備局等経由)  
各市町村下水道担当部長 殿  
(上記 各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

これを踏まえ、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局長より「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」の通知が発出されておりますので、参考送付いたします。

E-mail: [hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

公共工事設計労務単価: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

社会保険加入対策: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

国不建第54号  
令和4年4月26日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、かねてより、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請(令和3年12月27日国総政第30号)」及び「公共工事品質確保法の趣旨の徹底について(令和4年3月8日付け事務連絡)」などにより周知しているところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、請負代金や工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、政府全体の「転嫁対策に向けた集中取組期間」(令和4年1月～3月)において、昨今の資材や原油の価格高騰下における標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等についてモニタリング調査を実施したところ、受発注者間契約の15%、元請下請間契約の10%で「請負契約に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていない」との回答が確認され、また、受発注者間契約の25%、元請下請間契約の14%で「物価等の変動に基づく請負金額の変更の申出を行ったものの、受け入れてもらえなかった」との回答が確認されました(別添「令和3年度資材や原油の価格高騰による影響確認に係るモニタリング調査」参照)。

建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条

の3(不当に低い請負代金の禁止)に違反するおそれがあります。また、建設工事の注文者が、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間、すなわち、「工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)」等に照らして不適正に短く設定された期間を工期とする請負契約を締結することは、同法第19条の5(著しく短い工期の禁止)に違反するおそれがあります。

つきましては、貴職におかれても、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)(いわゆるスライド条項)及び第22条(受注者の請求による工期の延長)を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、改めてお願いいたします。

また、請負代金の設定の際に原材料費の最新の取引価格を適切に反映するため、以下の点についてご対応いただくようお願いいたします。

- ・積算に用いる資材単価について、民間調査会社が作成する物価資料に掲載されている価格を活用している場合にあっては、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・積算に用いる資材単価について、貴職において独自に調査を実施した上で設定している場合(調査の実施を民間調査会社等に委託し、その調査結果を踏まえて設定している場合も含む。)にあっては、原材料費やエネルギーコストの高騰の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとることにより、市場における最新の取引価格を適切に把握するよう努めること。  
特に、直近の調査において、最近の原材料費やエネルギーコストの高騰の状況が十分に反映されていない場合にあっては、次回の調査時期を可能な限り前倒しすること。
- ・工事における使用頻度が低いこと等により市場における最新の取引価格を把握するための情報が十分に得られにくい資材については、当該資材の販売者へのヒアリングや、同種・類似の資材の取引状況を参考とすること等により実態の把握に努めるとともに、必要に応じ見積書を積極的に活用すること。
- ・積算に用いる資材単価について、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対しても、同様の対応を図るよう、改めて周知方お願いいたします。

なお、同様の内容について各省各庁発注担当局長、各特殊法人の長及び建設業者団体あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。

国 不 建 第 5 3 号  
令和 4 年 4 月 2 6 日

各省各庁発注担当局長 殿  
各特殊法人等の長 殿

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和 4 年 4 月 26 日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、かねてより、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請(令和 3 年 12 月 27 日国総政第 30 号)」及び「公共工物品質確保法の趣旨の徹底について(令和 4 年 3 月 8 日付け事務連絡)」などにより周知しているところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、請負代金や工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、政府全体の「転嫁対策に向けた集中取組期間」(令和 4 年 1 月～3 月)において、昨今の資材や原油の価格高騰下における標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等についてモニタリング調査を実施したところ、受発注者間契約の 15%、元請下請間契約の 10%で「請負契約に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていない」との回答が確認され、また、受発注者間契約の 25%、元請下請間契約の 14%で「物価等の変動に基づく請負金額の変更の申出を行ったものの、受け入れてもらえなかった」との回答が確認されました(別添「令和 3 年度資材や原油の価格高騰による影響確認に係るモニタリング調査」参照)。

建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 19 条

の3（不当に低い請負代金の禁止）に違反するおそれがあります。また、建設工事の注文者が、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間、すなわち、「工期に関する基準（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）」等に照らして不適正に短く設定された期間を工期とする請負契約を締結することは、同法第19条の5（著しく短い工期の禁止）に違反するおそれがあります。

つきましては、貴職におかれても、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）及び第22条（受注者の請求による工期の延長）を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、改めてお願いいたします。

また、請負代金の設定の際に原材料費の最新の取引価格を適切に反映するため、以下の点についてご対応いただくようお願いいたします。

- ・積算に用いる資材単価について、民間調査会社が作成する物価資料に掲載されている価格を活用している場合にあっては、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・積算に用いる資材単価について、貴職において独自に調査を実施した上で設定している場合（調査の実施を民間調査会社等に委託し、その調査結果を踏まえて設定している場合も含む。）にあっては、原材料費やエネルギーコストの高騰の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとることにより、市場における最新の取引価格を適切に把握するよう努めること。  
特に、直近の調査において、最近の原材料費やエネルギーコストの高騰の状況が十分に反映されていない場合にあっては、次回の調査時期を可能な限り前倒しすること。
- ・工事における使用頻度が低いこと等により市場における最新の取引価格を把握するための情報が十分に得られにくい資材については、当該資材の販売者へのヒアリングや、同種・類似の資材の取引状況を参考とすること等により実態の把握に努めるとともに、必要に応じ見積書を積極的に活用すること。
- ・積算に用いる資材単価について、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について各都道府県知事、各指定都市市長及び建設業者団体あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。

国不建第52号  
令和4年4月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、かねてより、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」及び「適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について（令和4年3月8日付け事務連絡）」などにより周知しているところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、請負代金や工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、政府全体の「転嫁対策に向けた集中取組期間」（令和4年1月～3月）において、昨今の資材や原油の価格高騰下における標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等についてモニタリング調査を実施したところ、受発注者間契約の15%、元請下請間契約の10%で「請負契約に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていない」との回答が確認され、また、受発注者間契約の25%、元請下請間契約の14%で「物価等の変動に基づく請負金額の変更の申出を行ったものの、受け入れてもらえなかった」との回答が確認されました（別添「令和3年度資材や原油の価格高騰による影響確認に係るモニタリング調査」参照）。

中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるには、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることも重要であり、昨今の原材料費等の高騰を踏まえ適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について適切に対応を図ることについては、「下請契約及び下請

# 令和3年度 資材や原油の価格高騰による 影響確認に係るヒアリング調査

令和4年4月

不動産・建設経済局建設業課  
建設業適正取引推進指導室

代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(令和3年12月1日国不建推第37号・国不専建第26号)」にて通知したほか、昨年12月27日に開催されたパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議においては、斉藤国土交通大臣から民間発注者団体等に対して、国土交通省としては特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願いしたいとの要請もなされたところで。

また、発注者と元請負人との関係のみならず、元請負人と下請負人との関係においても、建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に違反するおそれがあります。さらに、建設工事の注文者が、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間、すなわち、「工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)」等に照らして不適正に短く設定された期間を工期とする請負契約を締結することは、同法第19条の5(著しく短い工期の禁止)に違反するおそれがあります。

つきましては、貴団体におかれても、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更にに関する規定(いわゆるスライド条項等)及び工期の変更にに関する規定を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても下請企業から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

特に、下請企業等との取引において価格転嫁を進める上での発注者と元請負人との間の契約の適正化の重要性に鑑み、発注者との契約における適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についても適切な対応を図るとともに、既に締結された契約についても、現下の原材料費等の高騰・品薄の状況を踏まえ、同様に適切な対応に努めていただくよう、周知方お願いいたします。

また、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても同様の配慮を行っていただくことについても周知方お願いいたします。

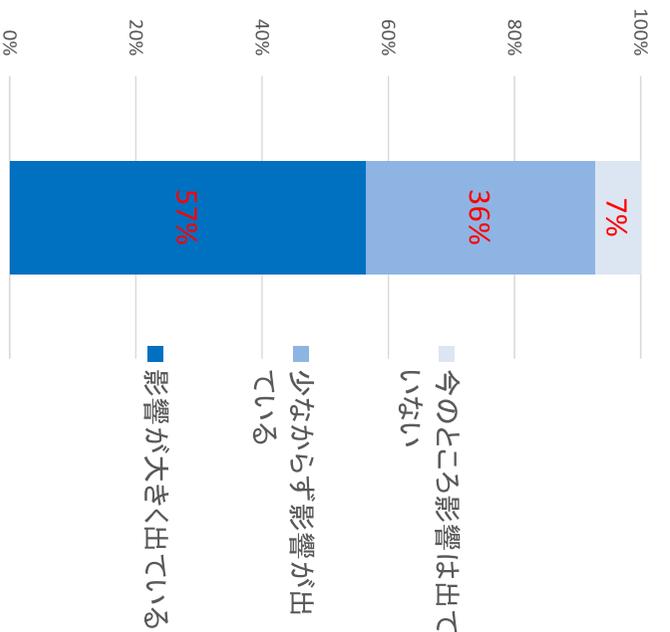
あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について、公共発注者及び主要民間団体あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。

## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 価格高騰による影響

- ▶ 約90%が「影響が出ている」状況であり、その中でも、約60%が「影響が大きく出ている」と回答。


**影響がある場合(57+36=93%)、その詳細**

【いつ頃から、どういう分野(鉄鋼材、原油等)で、どの程度(単価の上昇割合、請負金額に対する変動割合等)あるか】

- ◆ 令和3年夏過ぎ頃から**鉄、鉄筋、石油**等の単価が14～5%上昇している。
- ◆ 平成30年5月頃と令和3年12月頃の比較で、資材価格が**鋼材**1.4倍、**鉄筋**1.7倍、**その他業種**で1.2倍程度高騰。請負金額比で1.0%～5.0%程度の変動が見込まれる。
- ◆ **金属関係**は昨年夏頃から、**ガソリン**は最近から。ガソリンが上がることで、**運搬関係や材料**などに影響が出ている。**生コン**はR4年4月から数千円アップとも言われている。
- ◆ 令和3年1月より徐々に**鉄鋼材**の価格が上がり始め、令和3年6月以降更に加速した。また、令和3年初め以降にウッドショックによる**木材**の高騰、同年10月以降に材料メーカーの値上げによる**ガラス・軽鉄・ボード・防水材**等の高騰と、全体で請負金額比約5%前後の変動が見込まれる。

## 調査概要

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月27日付)」を受け、請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査と併せて、昨今の資材や原油の価格高騰による影響や、これに対する受注者・発注者の対応等について、各地方整備局等によるヒアリングを令和4年1～3月に実施。

## 調査内容

- **調査対象業者**  
完成工事高上位の建設業者に対しヒアリングを実施。

- **調査対象工事**  
公共・民間問わず、昨今請け負った全ての工事。

- **調査方法**  
昨今の資材や原油の価格高騰による影響について、ヒアリング対象業者の支店・現場所長等に対してヒアリングを令和4年1～3月に実施。

## ■ 主な調査項目

- ①物価等の変動に基づく、契約変更条項の有無、変更契約の申出・発注者側の受入状況、
- ②公共・民間発注者の対応の違い、
- ③価格高騰を考慮した積算の実施・発注者側の受入状況
- ④下請業者からの相談・受入状況、等。